

訂正版

## 特別事業計画の変更の認定について

2026年1月26日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）に対し、特別事業計画の変更の認定を本年1月9日に申請しておりましたが、本日、同計画（第五次総合特別事業計画）について認定をいただきました。

東京電力グループは、福島をはじめ被害者の方々にご安心いただくとともに、お客さまをはじめとする社会の皆さまのご理解が得られるよう、賠償・廃炉の資金確保や企業価値向上を目指して、引き続き、グループ社員一丸となって福島事業・経済事業の不断の改革に取り組んでまいります。

以上

添付資料：

- ・ [第五次総合特別事業計画](#)
- ・ [第五次総合特別事業計画の概要](#)

※第五次総合特別事業計画（参考資料）より再掲

- ・ [第五次総合特別事業計画（参考資料）](#)

※訂正：第五次総合特別事業計画（参考資料）「賠償をめぐる状況」の

[【個人の方に対する賠償の合意状況】](#)における帰還困難区域（平均合意額）に関して、個人賠償及び合計の数値に誤りがございました。

お詫びして訂正いたします。（2026年2月24日）